

令和 7 年 8 月 13 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

高圧洗浄機（充電式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 6 件
（うち高圧洗浄機（充電式）6 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 11 件
（うちパワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1 件、
電動アシスト自転車 1 件、エアコン 1 件、自転車 1 件、
電動車いす（ハンドル形）1 件、電気冷蔵庫 1 件、スピーカー（充電式）1 件、
ポータブル電源（リチウムイオン）1 件、リチウム電池内蔵充電器 3 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500439	令和7年7月24日	令和7年8月7日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500440	令和7年7月29日	令和7年8月7日	電動アシスト自転車	火災	当該製品のバッテリーを保管中、当該製品のバッテリーを溶融する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500441	令和7年7月25日	令和7年8月7日	エアコン	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202500442	令和7年5月31日	令和7年8月8日	自転車	重傷1名	当該製品を立ちこぎで走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月4日
A202500443	令和6年12月25日	令和7年8月8日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	使用者(70歳代)が当該製品を使用中、崖下へ転落し、死亡した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202500444	不明	令和7年8月8日	電気冷蔵庫	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から25年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月29日
A202500445	令和7年7月18日	令和7年8月8日	スピーカー(充電式)	火災	事務所で当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品を焼損及び周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202500446	令和7年7月24日	令和7年8月8日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	事務所で当該製品を保管中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	